

環境アセスメントに係るお知らせ

令和2年7月8日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例48号）第11条の規定に基づき堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価方法書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田 紀彦
	指定開発行為の名称	堤根処理センター整備事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4章第12項に規定する開発行為（第3種行為） 廃棄物処理施設の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区堤根52番、川崎市幸区柳町74番3
	指定開発行為の目的	堤根処理センターの老朽化に伴う施設の整備
	指定開発行為の内容	敷地面積：約26,000㎡ 建築面積：約10,200㎡ 処理能力：ごみ焼却処理施設（540t／24時間）
	指定開発行為の施行期間	令和5年4月から令和15年9月まで
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期間：令和2年7月8日（水）から令和2年8月21日（金）まで ※上記期間中、本市ホームページにて当該条例方法書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所及び時間	川崎市：川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所 幸区役所、幸区役所日吉出張所、環境局環境評価室 （8:30～17:00 土日祝日除く。ただし、幸区役所は第2・4土曜日8:30～12:30も縦覧を行います。） 横浜市：鶴見区役所、市民情報センター（8:45～17:00 土日祝日除く）
	意見書の提出	意見書を提出できる方 縦覧中の条例方法書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、どなたでも以下の期限までに意見書を提出することができます。 個人情報の取り扱い （1）提出された意見書は川崎市環境影響評価に関する条例第13条第2項の規定に基づき、個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。 （2）指定開発行為者（事業者）は、意見とそれに対する見解を記載した資料を作成し、市に提出します。市は、これを環境影響評価審議会に提出するとともに、条例方法審査書を作成する際に考慮します。 （3）条例方法書に対する意見の概要と見解は、後日指定開発行為者（事業者）が作成する条例準備書にも記載され、市はこれを縦覧いたします。 （4）記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。 意見書の提出方法 下記提出先まで郵送又は持参により御提出をお願いします。 また、本市ホームページからも御提出いただけます。 https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=4782 意見書の提出できる期間 条例方法書の縦覧期間中（令和2年7月8日～令和2年8月21日） 提出期限：令和2年8月21日（金）（郵送の場合は、令和2年8月21日消印有効） 提出先 川崎市環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、事業計画の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
問合せ先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156	